

令和4年度「アート・フォー・オール」推進モデル事業 募集要項

1 目的

誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりを目指す事業について、川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業（以下「推進モデル事業」という。）として選定し、運営経費を助成することにより、川崎市における文化芸術の振興を図ることを目的とします。

※「文化芸術」とは、次の①～⑤のいずれかに該当するもの（文化芸術基本法の定義による）

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）。ただし、食文化に関しては「講演や親子料理教室事業等の食文化に関する発信等」を主とするものを対象とし、飲食の提供を主な目的とするものは対象外。

2 対象事業

以下の要件の全てを満たす事業

- (1) 令和4年9月1日から令和5年2月28日の期間に川崎市内で開催するもの
- (2) 誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりを目指す文化芸術事業であること
- (3) 次のコンセプトを踏まえた内容の文化芸術事業であること（①②⑤は必須）

番号	コンセプト	説明
①	参加・対話・交流	誰もがアート活動に気軽に参加・体験できる機会をつくり、多様な他者と対話し、交流する空間を作ります。
②	暮らしとアート	私たちが暮らす街や、日々の暮らしの中でアートを身近に感じ、気づきや心の安らぎを生む環境を作ります。
③	「伝統」×「先端」	旧くから伝わる伝統芸術と先端芸術とが出会って混ざり合い、新たな価値を生み出します。
④	多様性と社会的包摂	「アートの生態系」を形作り、川崎らしい多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現します。
⑤	「新しい川崎」の気づきと創造	川崎の豊かな文化資源を発見・活用し、川崎の新しい魅力に気づき、創造し、発信します。

- (4) 地域課題や社会的課題の解決につながる事業であること
- (5) 開催地域の市民活動団体・企業等との連携・協力を努めること
- (6) 協賛金・物販など、助成金以外の収入を確保することに努めること
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインを遵守して行われること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象としません。

- (1) 営利を目的とし、又は特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とする事業
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業
- (3) 暴力団若しくは暴力団員が行う活動又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に関与していると認められる活動

- (4) 公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が十分に講じられない事業
- (5) 国、地方公共団体の共催又は委託事業
- (6) 川崎市の他の補助金交付制度（市の補助金を原資とする市以外の団体の補助金交付制度を含む。）の補助・助成の対象となっている事業
- (7) 公序良俗に反する事業

3 申請者の要件

次の全てに該当する団体

- (1) 対象事業を企画・実施できる能力のある団体であること
- (2) 主に川崎市内で活動する団体

※個人の申請は不可

※申請は、年度ごとに1団体1事業とする。

4 支援内容

- (1) 助成

事業の実施に必要な経費から、事業の収入を控除した額（100万円の範囲内）を助成します。

- (2) 広報

市の広報媒体等を通じて選定事業の広報を行います。

- (3) その他

事業実施に関する助言、調整等の支援を行います。

5 助成対象経費

- (1) 外部から招へいする講師、専門家、出演者等への謝礼
- (2) 消耗品の購入費用
- (3) チラシ、ポスター、資料等の印刷製本費、
- (4) 通知や資料の発送等に必要な通信費
- (5) イベント開催にかかる保険料、広告費
- (6) 会場の設営、翻訳、デザインその他の専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託する費用及び事業の実施にかかわるスタッフ（選定事業の実施者の構成員を除く。）の賃金等
- (7) 事業の実施にかかる会場使用料、車両の借上料、機材の使用料及び借上料
- (8) その他事業実施にあたって必要な経費で市長が認めるもの

ただし、次の経費は対象となりません。

- (1) レセプション、打ち上げ、交流会等の飲食に関わる経費
- (2) 記念品代、お土産代等の交際費
- (3) 事務所賃料、事務機器の購入などの管理経費
- (4) 予備費・雑費等の使途が曖昧な経費、領収書が残っていない経費
- (5) その他、事業実施の経費で市長が認めないもの

6 推進モデル事業の選定

(1) 選定方法

川崎市「アート・フォー・オール」推進モデル事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）にて選定を行います。

(2) 選定基準

選考基準	説明
理解度	本事業の趣旨・コンセプトを理解した内容になっているか
先駆性・独創性	従来にはない視点や手法を活用したり、川崎ならではの文化資源を活用するなど、先駆性や独創性があるか
発展性・継続性	助成金交付期間中だけでなく交付終了後も、事業の発展や継続が期待できるか
具体性・実効性	具体性・実行性 事業概要、予算、数値目標及び効果測定方法が明確で、実施体制や実施能力などがあるか
地域性	川崎ならではの文化資源やネットワークを活用するなど、地域に密着した事業内容となっているか
効果	より多くの市民の参加・交流が見込め、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境の醸成、社会的課題の解決につながる効果が見込めるか。

7 申込方法

「アート・フォー・オール」推進モデル事業助成金交付申請書(第1号様式)を川崎市ホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、添付資料（詳細は交付申請書を参照）を添えてメール・郵送・持参により下記に提出してください。提出先は「14 提出・問い合わせ先」参照

8 申請受付期間

令和4年6月15日（水）～令和4年7月22日（金）※必着

9 選定結果の通知

申請書を受理後、選定委員会で選定し、選定結果通知書(第2号様式)を、申請者あてにメールまたは郵送します。

※申請内容に不明点がある場合は、電話、メール等で確認させていただく場合があります。

10 選定事業の変更・中止

選定事業の申請内容（事業名称、事業目的・内容・対象・人数の大幅な変更、開催日程、会場、助成申請額等）に変更が生じた場合、又は選定事業を中止しようとする場合は、変更・中止届（第3号様式）を提出してください。

※当日プログラムの一部変更など、軽微な変更は届出の必要はありません。

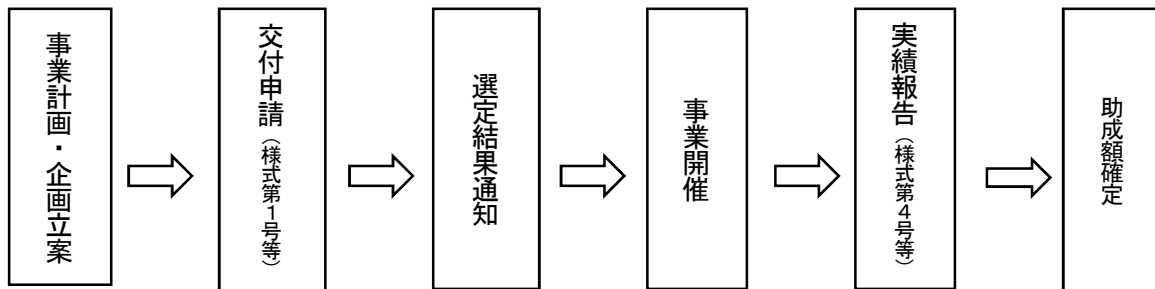
11 実施報告、助成金の支払い

(1) 実施報告に必要な書類は下記の通りです。

- ①実施報告書（様式第4号）
- ②請求書（様式は別途送付します）

- ③収支決算書及び経費を証明する書類（振込明細書・領収書等）の写し
 - ④事業内容がわかる資料（当日のプログラム、フライヤー、パンフレット等も可）
 - ⑤記録写真1：受付や会場内での観客誘導の様子など実際の感染防止対策が分かるもの
 - ⑥記録写真2：事業の様子が分かるもの
- (2) 事業終了後 30 日以内または令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い方までに、該当する上記書類をメールまたは郵送により事務局あてに提出してください。
- (3) 助成金は、原則として実績報告の審査を経て「助成金確定通知書」（第 5 号様式）を送付した後、30 日以内にお支払いします。助成額は交付決定額を上限として実績報告に基づき確定します。
- (4) 助成金支払いの審査にあたり、追加の資料提出を求める場合があります。また、公演当日を含め、開催状況や感染防止対策の確認のため川崎市が現地に向う場合があります。主催者は事務局の求めに応じ協力してください。
- (5) 助成金は請求書にて届出された口座へ振込みます。

12 手続きの流れ



13 その他

(1) 交付決定の取消

次の項目に該当した場合は交付決定を取り消します。また、助成金の支払い後に交付決定の取り消しとなった場合は、助成金の返還請求を行います。

ア 虚偽の申請、その他の不正が判明した場合

イ 交付決定後に、交付要件を満たしていない事実が判明した場合

ウ 変更届の提出なしに申請内容を大幅に変更した場合又は事務局が求める追加の資料提出や開催状況確認等への協力要請に応じなかった場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）

(2) 個人情報の取扱

「川崎市個人情報保護条例」に基づき、事業において収集する個人情報を適正に管理します。

14 提出・問い合わせ先（事業内容や会場等に関する事前相談も受け付けます）

【事務局】川崎市市民文化局市民文化振興室

「アート・フォー・オール」推進モデル事業担当（平日 9 時～17 時）

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9F

メール 25kw-art@city.kawasaki.jp

電話 044-200-2280 FAX 044-200-3248